

## 2008年3月議会一般質問原稿

日本共産党 小手川 めぐみ

### 自立援助ホームと児童相談所設置について

児童養護施設で働いた私にとって児童虐待問題は、議員として取り組むべきテーマの大きな柱です。私は、平成10年12月議会で、大分市議会で初めて児童虐待について質問をいたしました。事前に担当課に児童虐待問題を取り上げると伝えたとき「児童虐待ってなんですか？」と問われ、その後「それは県の管轄なんですが・・・」といわれたのを思い出します。それから10年。児童虐待問題の社会的認知は進みましたが、子どもたちの置かれている悲惨な現状に施策が追いつかないという状況に歯がゆい思いをするばかりです。しかし、目のあらい行政の施策で虐待を受けた子どもたちが救われない現状をなんとかしたいと手をさしのべ、寄り添おうとする献身的な方々がいらっしゃることに救われる思いがします。その一つが自立援助ホームを立ち上げた方々です。

「自立援助ホーム」とは、定員は10人前後。なんらかの理由で家庭にいらなくなり、働かざるを得なくなった、原則として15歳から20歳までの青少年達に暮らしの場を与える施設です。全国的には、46ヶ所のホームがあり、大分では平成16年にNPO法人により「ふきのとう」という自立援助ホームがつくられ、献身的な援助を行っています。ほとんどのホームは定員が10名以下で、ホームにたどり着く子どもの多くは被虐待の子どもたちであり、ネグレクトされた子どもたちです。ホームレスだった子どもたちもいると聞いています。心の奥底に大人への不信を抱えた子どもたちが、施設での集団生活にはなかなか適応できずにそのまま社会に飛び出て失敗する。自立援助ホームは、そんな子どもたちのありのままを受け入れることから始まります。人は誤ったり失敗しながら成長していく、その権利を保障し生活しそして社会へと巣立たせていくとても大切な場所です。

が、補助金はわずか、年間約630万円。この金額で365日、1日24時間子どもたちと向き合っています。人件費として2人分も確保できない、ホームの修繕費や子どもたちのケアで駆け回る車のガソリン代にもこと欠く状況です。社会に放り出された子どもたち、心に傷を負った子どもたちの人生を紡ぎなおしている場所の予算があまりにも貧弱すぎる、国の施策に私は怒りさえ覚えます。児童虐待問題に心を寄せていると言われている釘宮市長、ぜひ、自立援助ホームに足を運んでいただき現状を知って下さい。そして大分市として大きな支援をして下さることを強く要望しておきます。

つぎに、児童相談所設置についてです。釘宮市長はマニフェストで平成22年度を目標年度として、児童相談所の設置を掲げています。被虐待児や障害児

に直接かかわる非常に重要な部門であるので、つくるからには、ベストなものにしてもらわなければなりません。言い換えれば財政状況が厳しいからと中途半端なものをつくられたのでは困るのです。そのことをまず指摘しておきます。

中核市で児童相談所を設置しているのは金沢市と横須賀市です。私は昨年12月25日横須賀市の視察にいつてまいりました。

平成12年11月に児童虐待防止法が成立しましたが、横須賀市は同年4月からすでに保健師を中心として子ども虐待予防事業を開始しています。そして2年後には「子ども虐待予防相談センター」を開設。児童虐待情報を県児童相談所に届けるが十分な対応されないので、横須賀市長自らが国に対し児童相談所設置権限の中核市への移譲を求めたそうです。18年4月に児童相談所を開設し、平成20年度からは一時保護所も開設するために現在、非常勤7名を含む41人体制となっています。市役所そばには総工費25億円(国の補助金は3700万円)かけて児童相談所を建設中でした。

児童相談所設置により児童養護施設入所にかかる子どもの扶助費の5割負担は県から市の負担にかわり、平成18年度決算で扶助費の市負担3億9千万円を含め児童相談所にかかる決算額は約11億7千万円となっていました。

児童養護施設設置の許可権限が出来たため、今後児童養護施設1箇所と乳児院1箇所を設置する予定だそうです。

横須賀市は、市町村の一番の役割である児童虐待防止策にも、きちんと取り組んでいるうえでの児童相談所の設置です。例えば、生後4ヶ月までの赤ちゃんのいるお宅に訪問をし、子育ての悩みなどの相談にのる「こんにちは赤ちゃん事業」も当たり前のように取り組んでいる姿からもそれが伺えました。

さて、大分県に目を転じると、県は老朽化した社会福祉センターの立替予算を20年度の予算に計上しています。建てかえに先立ち民間有識者から意見を頂く機会を設け、「大分県社会福祉センターのあり方について」という報告書が知事に提出されています。私も熟読いたしました。相談機関を支える専門性も結局は「人」であること。解決に労を惜しまないぬくもりのある職員を強く求める報告書となっています。この報告書の精神で県が社会福祉センターの建て替えに伴い、児童相談所や婦人相談所の人的配置などを改善すれば大分県の福祉は大きく変わるであろうと思える内容でした。

県の児童相談所の建て替え計画について、市はどのように受け止めているのでしょうか。市の児童相談所設置との協議はどのように進められていくのかあわせて見解をお示し下さい。

また、全国的にもあまりない中核市における児相の設置は、市長マニフェストに掲げられているからという理由では非常に希薄です。児童虐待対策に取り組む有識者や、児童相談所の機能の一つである障害児の判定などの業務を受け

るわけですからその関係者、そして児童養護施設の職員などの意見を聞く検討会やパネルディスカッションの場などが必要ではないでしょうか、見解を求めます。

## 同和対策事業

私は2月4日に岡山県津山市で開催された「第27回本音で語るシンポジウム」にパネリストの一人として参加しました。

津山市は「子どもたちや孫たちに同和と名のつく特別の地域がある社会ではなく普通の社会を残してやりたい」と運動を続け、平成14年4月1日をもって同和地区の線引きがなくなり地区住民・地区児童生徒というものもなくなると80年にわたる部落解放運動の歴史を綴じて(つづりあわせる)います。

津山市の運動団体は27年前から部落タブーをなくしたいと、運動団体が、地区の側が、参加者の発言が差別であっても黙って聞くという「本音で語る同和問題シンポジウム」を開催しました。このシンポジウムでは差別発言をしたと運動団体から確認会で糾弾された経験のある人が「確認会は拷問だった」と発言するなど、部落問題を本音で語り、差別意識解消へと歩んできた歴史をもっています。

大分市の同和対策事業の実態に会場から「国が同和地域はもうなくなったと法律できめたのになぜ、同和対策事業ができるのですか？」という声があがりました。

津山市で私が学んだのは、「部落差別の解消」とは「差別意識の解消」ではないこと。そして、行政が人々の「意識」に踏み込んでこれをつくり変えるといったことはできることではないし、すべきことではないということです。たとえ心無くも「差別意識」を持った人がいても、それに全く根拠がなく、世間の人がそのような言動を愚かなこととして許さないようになれば、それはやがて解消されていくでしょう。行政が「差別意識の解消」などということにとりくもうとすれば、差別事案の通報を奨励し、差別発言したものを探し出し、これを糾弾して改心させるなどという、誤った路線をひたすら歩み続けることになります。

私は、大分市が1日も早く「行政として差別意識の解消のための取り組みをしなければならない」という誤った呪縛から解かれることを求めるものです。

そこで、質問をいたします。

- 1、 未だに3箇所の教育集会所で小中学生を集めての現職教員による学習会が週3回行われていますが、これはやめること。
- 2、 小中学校の研修会の実績報告書を見ますと「立場を持つ子どもたち」という表現のもと、被差別部落出身の子どもがその学校にいることを教師間

で共有し、同和問題の研修のテーマにしていることはやめましょう。

- 3、 改良・改善住宅は184戸ありますが、3月1日時点で15戸の空きがあります。一方で市営住宅はなかなか入れず、場所によっては50倍もの倍率になるほどです。一般の市営住宅と同じ扱いにし、入居者の抽選を公平に行うこと。
- 4、 12月議会で問題にいたしました。住宅新築資金貸付事業の未集金の徴収について取り組みをどうするのか具体的な対策をお示し下さい。

### 大分キャンオン及び大分キャンオンマテリアル大分事業所誘致のための環境整備について

大分キャンオンマテリアル大分事業所の用地造成工事に約68億円かかったのに、県住宅供給公社は、県が譲渡予定価格としていた50億円で売却し18億円を県が公社に補助金として交付していたことが大きな問題となっています。

さて、大分市では、大分キャンオン及び大分キャンオンマテリアル大分事業所進出のために平成15年度から17年度にかけて下水道部は上志村汚水幹施設工事を行い6億6300万円、水道局は岡地区配水管布設工事などで6億8300万円を支出しています。この工事費の内、受益者負担金は規定どおり支出を要請したのか、経過および二つの事業所の負担金についての答弁を求めます。

次に市道改良工事についてです。市は平成15年から20年度分・予定分も含めると、進出企業のための市道改良工事は、10地点、総額2億8343万円であり、そのほとんどの個所が市単独事業です。

3月9日付け地元紙でも報道されましたが、大分キャンオンマテリアル大分事業所入り口の交差点改良工事の工事費の負担についてですが、ここは土台工事を県土地開発公社が行い舗装や歩道の整備などの工事を大分市が負担したため、平成18年度、1765万7850円を支出しています。

平成17年10月14日付けで市が大分県土地開発公社と交わした事前協議書では、公社側が提出した市道付け替え工事の図面は交差点改良部分まで含まれており、その図面で、事前協議が整い、公社は、開発に着手しています。

地元紙の報道があったため、各会派に部長自らが出向き説明をおこない、わが会派でも説明がありました。端的に言えば、この交差点は以前から改良の要望が地元から上がっていた。途中まで改良が進んだころ、開発計画が持ち上がり、本来は市が負担しなければならない交差点用地と道路建設の基礎部分を県土地開発公社(事業所)が行ってくれたので市としては利益を得たということでした。その説明を受けた上で質問をいたします。

交差点改良工事費を開発事業者と市が双方で負担をするという工事の仕方についての法的根拠をまずお示し下さい。

また、このような事例は過去には一件もないと聞き及んでしますし、今後とも考えられないと説明を受けました。過去に全く行わなかったような事業のあり方ですから、当然内部での協議の経過を示す公文書やこの負担を行うための部長や市長への伺い文書・公文書が存在してしかるべきですが、一切ありません。なぜ1765万7850円の工事費負担を市が行うことを決定するための公文書が存在しないのか、決定はだれがどのようなかたちで行ったのか明確な答弁を求めます。

### 水道水源保護条例の制定について

水源地に産廃場計画が浮上し、市をあげて反対運動を続けていた豊後大野市では昨年12月議会で水道水源保護条例を制定しています。大分市は大野川、大分川と2本の一級河川から水道水を得ていますが水源地は大丈夫なのでしょう。私が今、心配しているのは、大分川ダム建設が進んでいますが、そのダム周辺に産廃場建設の計画が浮上しては消え、浮上しては消えていることです。もし、この計画が現実のものになったときには、大分市民の飲料水を供給するダム湖が汚染される可能性も出てきます。水源地に水質汚染につながるような事業所の設置を規制し、水道水源を守るための条例が必要ではないでしょうか？

同時に、市内で大口受給事業所が次々と地下水に転用している問題です。平成13年度と比べますと、当時6事業所、使用地下水量は8万3500m<sup>3</sup>だったものが19年度末では4倍の26事業所133万6500m<sup>3</sup>、16倍に増えています。地下水のくみ上げは地盤沈下などの影響はないのでしょうか。地盤沈下してからでは遅いと思います。監視体制などの対策はとられているのでしょうかお答え下さい。

水道法では、「第2条で」と定められています。この水道法の精神にのっとり、地下水を含めての水道水源地を守るための条例制定を行う時期にきているのではないのでしょうか、見解を求めます。